

呉市私立保育所等施設整備事業補助金の過大交付及び 国・広島県からの交付金の過大受領に伴う対応について

本市が実施している保育所や認定こども園等（以下「保育所等」といいます。）の施設整備に対する呉市私立保育所等施設整備事業補助金（以下「補助金」といいます。）の交付事業のうち、認定こども園の整備に対して交付した令和2年度及び令和4年度の計4件の事案（以下「本件」といいます。）について、補助金の算定事務の誤りにより、過大に交付されていることが確認されました。このため、本件の交付対象者である4法人（以下「本件法人」といいます。）に対して過大交付となっている補助金の返還を求めるとともに、補助金の財源として充てている国及び広島県からの交付金（以下「交付金」といいます。）を返還する本市の対応について報告します。

1 補助金等の概要

補助金は、「呉市私立保育所等施設整備事業補助金交付要綱」（以下「呉市交付要綱」といいます。）に基づき、幼稚園部分に係るものについては文部科学省から広島県を通じて、保育所部分に係るものについては厚生労働省から直接交付される交付金を原資として、社会福祉法人等が設置する保育所等の施設整備事業の経費に充てるため、本市から法人に交付するものです。

なお、補助金は、保育所等の定員数に基づき算定しますが、交付決定時から保育所等の設置認可時（開園時）までの間に定員数が変更となった場合には、変更後の定員数に基づき再度算定した額を交付することとなります。これは、交付金においても同様となります。

2 経緯

認定こども園の整備に対して交付した令和4年度の事案は、令和4年度及び令和5年度に実施された複数年事業ですが、各年度ごとに補助金の精算を行います。令和6年4月、令和5年度の補助事業の実績報告を受け、本市職員が補助金の支出事務を行う中で、令和4年度の補助金を過大に交付していた疑いがあることが判明しました。

認定こども園の整備に係る補助金及び交付金は、幼稚園部分と保育所部分の定員数等に応じて算定することとされています。

当該事業は、補助金交付決定時と設置認可時において、本来であれば幼稚園部分及び保育所部分の定員はそれぞれ同数となるべきところ、補助金の交付決定後に、当該交付決定時とは異なる定員数で認可申請がされ、実際の設置認可時において定員に差異が生じ

ていたものです。

令和6年5月、当該事案について、国及び広島県に報告し、交付金の返還の要否について相談していたところ、同年12月に過大交付であるため返還が必要となる旨の回答を得ました。その後、過去の事案についても誤りがないか調査を行ったところ、令和2年度の3件の事案についても誤りが判明したため、国及び広島県に報告し、令和7年12月及び令和8年1月に過大交付である旨の回答を得たものです。

3 補助金の過大交付額及び交付金の過大受領額

定員数が減となった部分の補助金及び交付金を再度算定した結果、次のとおり減額となります。

・補助金の交付先法人別の集計

法人	事業年度	区分	交付決定時	設置認可時	増減	補助金の過大交付額	交付金の過大受領額
法人A	令和4年度	幼稚園部分	30名	15名	▲15名	8, 067千円	5, 378千円
		保育所部分	40名	60名	※1 +20名	0千円	0千円
法人B	令和2年度	幼稚園部分	60名	45名	▲15名	11, 793千円	7, 862千円
		保育所部分	40名	55名	※1 +15名	0千円	0千円
法人C	令和2年度	幼稚園部分	10名	5名	▲5名	10, 370千円	6, 913千円
		保育所部分	50名	45名	▲5名	※2 0千円	※3 26, 616千円
法人D	令和2年度	幼稚園部分	21名	30名	※1 +9名	0千円	0千円
		保育所部分	45名	36名	▲9名	10, 382千円	9, 229千円
計						40, 612千円	55, 998千円

・交付金の所管別の集計

区分	所管	件数	補助金の過大交付額	交付金の過大受領額
幼稚園部分	文部科学省	※4	30, 230千円	20, 153千円
保育所部分	厚生労働省	1件	10, 382千円	35, 845千円
合計		4件	40, 612千円	55, 998千円

※1 当初の交付決定額が補助金及び交付金の上限額となるため、定員が増加した場合は、補助金及び交付金の額に変更はありません。

※2 定員数に応じて適用される補助金及び交付金の額の区分が分かれているため、定員は減少していますが、適用される区分に変更がないことから、補助金及び交付金の額に変更はありません。

※3 定員の減により、交付金（国）の補助率が変更（2／3→1／2）となるため、影響額が大きくなっています。

※4 幼稚園部分に係る交付金は、実際には文部科学省から広島県を通じて呉市に交付されています。

4 原因

定員数が減少する場合は、変更後の定員数に応じて補助金及び交付金の額が減額となる場合がありますが、本市の補助金担当者等において補助金の額に変更が生じる場合があることを認識できておらず、本件法人に対して補助金の減額の可能性について十分な説明を行っていませんでした。そのため、本件法人からの実情に応じた定員変更に係る設置認可申請時や補助金の額確定時において、定員の整合が取れているか確認できておらず、補助金交付決定時の定員と差異が生じ、本市から本件法人に交付した補助金及び本市が国及び県から受領した交付金が過大となりました。

5 今後の対応方針

(1) 本市から国及び広島県への交付金の返還

本市から国及び広島県に修正した実績報告書を提出した上で、過大受領となっている交付金を返還します。

(2) 本市から本件法人に対する補助金の返還の求め

本市から本件法人に対して過大に交付した補助金について、返還を求めます。

(3) 本件に係る予算措置

(1), (2)に係る所要の経費について、令和8年3月定例会に補正予算案を提出します。

(4) 本市から関係団体への説明

呉市保育連盟、呉私立保育協議会及び呉市私立幼稚園協会に対し、本件の発生及び対応状況と再発防止策について丁寧に説明します。

6 再発防止策

今後は、今まで以上に、職員一人一人が業務について単に言わされたことを形だけ行うのではなく、一つ一つの事務の目的（今回の事案では、交付金を受け、補助金を支出する目的）に遡ってこれを正確に理解し、確実に遂行する意識を持つように、また、不適正な事案が発生した時は迅速な報告を行うように、改めて組織として徹底します。